

議案第 29 号

八幡浜市水道事業給水条例及び八幡浜市水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市水道事業給水条例及び八幡浜市水道法施行条例の一部を改正する条例

(八幡浜市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市水道事業給水条例（平成 17 年条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第 10 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第 10 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
<p>(過料)</p> <p>第 37 条 市長は、次の各号のいずれかに該当</p>	<p>(過料)</p> <p>第 37 条 市長は、次の各号のいずれかに該当</p>

<p>する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第10条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第10条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
---	--

(八幡浜市水道法施行条例の一部改正)

**第2条** 八幡浜市水道法施行条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

**提案理由**

水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の改正を行うため。